

西東京の教育

＝発行＝
西東京市教育委員会
〒202-8555
西東京市中町1-5-1
電話 042-464-1311

＝編集＝
西東京市教育委員会
教育部教育企画課

市ホームページアドレス
<http://www.city.nishitokyo.lg.jp/>

平成26年(2014年)7月15日発行 第64号

小・中学校9年間の教育の充実のために

西東京市立小・中連携の日の取組

教育委員会では、平成22年度から、6月の第3水曜日を「西東京市立小・中連携の日」と定め、市立小・中学校の全教員が相互の授業参観や情報交換を通して連携を深める取組を進めています。

ひばりが丘中学校区

中原小・泉小・住吉小
ひばりが丘中学校の全学級で授業公開後、6分科会で協議を行いました。「英語学習について」や「キャリア教育の在り方」などをテーマとして、4校で共通して取り組む内容を明確にしました。

田無第一中学校区

芝久保小・上向台小
田無第一中学校の全学級で授業公開後、6分科会に分かれて協議を行いました。前半は、教科指導における小・中連携の在り方をテーマに、後半は、学年別に分かれて、今後の児童・生徒の育成について意見交換を行いました。連携の方向性を明確にしました。

保谷中学校区

保谷小・本町小
本町小学校の全学級で授業公開後、「特別活動」「学習」「運動」の3分科会に分かれて協議を行いました。小・中学校が連携していく上での具体的な方策について多くの意見が出されました。

田無第二中学校区

谷戸小・谷戸第二小
谷戸小学校の全学級で授業公開後、教科ごとの9分科会に分かれて協議を行いました。「基礎・基本の在り方」「家庭学習の進め方」などを共通テーマとして、活発な意見交換が行われました。

明保中学校区

碧山小・東小
東小学校の全学級で授業公開後、3分科会に分かれて協議を行いました。「学習のきまり」「生活のきまり」について討論し、様々な提案がなされ、小・中学校の教員が互いの指導力を高めるための話し合いを活発に行いました。

田無第三中学校区

田無小・けやき小
田無小学校の全学級で授業公開後、7分科会に分かれて協議を行いました。教科指導における「学習過程」「学習規律」「教室環境」などをテーマとして取り上げ、具体的な実践に結び付く話し合いが行われました。

青嵐中学校区

保谷第一小・栄小
青嵐中学校の全学級で授業公開後、4分科会に分かれて協議を行いました。「思いやりの心」「特別支援教育」を主なテーマとし、活発な意見交換が行われました。

柳沢中学校区

保谷第二小・東伏見小
東伏見小学校の全学級で授業公開後、「学習指導」「生活指導」「小学6年生・中学1年生」の3分科会に分かれて協議を行いました。小・中学校の9年間で

見通した学習規律の確立や、生活指導に係る指導方針の統一化について、今後の取組を明確にしました。

田無第四中学校区

向台小・柳沢小
向台小学校の全学級で授業公開後、教科ごとの9分科会に分かれて協議を行いました。小・中学校の指導内容に基づき、指導上の課題や指導で工夫している点などについて話し合いが行われました。

家庭・地域へのお願い

いじめは、早期発見・早期対応がとて重要で、家庭や地域社会において、子どもたちが発するサインを見逃さないよう注意深い見守りをお願いします。

いじめのない学校を目指して いじめ防止に関する取組

いじめは、全ての児童・生徒に関係する問題です。いじめ防止に関する取組を充実させることで、全ての児童・生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなるようにしなければなりません。

また、児童・生徒がいじめを認識しながら放置することがないように各校の指導の充実を図らなければなりません。これまで、全市立小・中学校において、「学校いじめ防止基本方針」を作成し、具体的な取組を実施しています。

相談窓口

- 西東京市教育相談センター
042(425)4972
- 東京都いじめ相談ホットライン
03(5331)8288
- 東京都教育相談センター
03(3360)8008
- 24時間いじめ相談ダイヤル(全国統一ダイヤル)
0570(0)78310
- 東京都児童相談センター
03(3366)4152
- 警視庁少年相談室
03(3580)4970
- 東京都立小児総合医療センター
042(312)8119

学校いじめ対策委員会の設置

いじめ防止の取組やいじめが起きた時の対応について、各校の委員会を中心に組織的に対応を図っていきます。

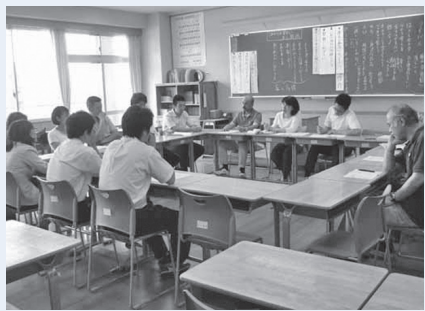
スクールカウンセラーによる全員面接
小学5年生と中学1年生の全員を対象に、スクールカウンセラーの面接を行うなど、信頼関係を構築し、相談しやすい環境を整えます。

いじめに関する授業の推進



弁護士による授業の様子

学校では、定期的に児童・生徒がいじめについて深く考え、いじめは絶対に許されないということを自覚するために、道徳の時間などにおいて「いじめに関する授業」を行っています。その一環として、6月16日(月)、保谷中学校の1年生を対象に、弁護士をゲストティーチャーに迎え、授業を行いました。いじめは、人権を侵害する行為であることや、許されるいじめなど決してないことを学びました。生徒たちからは、「いじめは人の心によっておこることがよくわかった。」「大事なことは、相手の良いところをたくさん見つけてあげること。」「など、いじめのない学校にしたいという強い思いが伝わってきました。これからも、教育委員会では、いじめ防止に関する考え方を明確にしながら、具体的な取組を継続的に行い、いじめのない学校づくりを推進していきます。



分科会協議の様子(青嵐中学校)

◆教育指導課

042(438)4075

◆教育指導課

042(438)4075